

ハザードマップ等に関するよくある問合せ

令和3年2月現在
狭山市 危機管理課

「宅地建物取引業法施行規則の一部改正（R2.8.28 施行）に伴い、ハザードマップ等に関するよくある問合せについて、まとめさせていただきました。当市へのお問合せの際にご活用ください。

なお、この Q&A につきましては、今後必要に応じて随時変更させていただきます。

ハザードマップ等に関する問合せ先一覧

ハザードマップの種類	問合せ先
内水ハザードマップ	(地図面) 下水道施設課 04-2953-1111 内線 2746・2747 (情報面) 危機管理課 04-2953-1111 内線 3694・3695
土砂災害ハザードマップ	危機管理課 04-2953-1111 内線 3694・3695 ※土砂災害警戒区域の指定は埼玉県が所管しています。 お問合せの内容によっては、埼玉県（川越県土整備事務所 河川担当）をご案内させていただく場合があります。 埼玉県川越県土整備事務所 049-243-2023
洪水ハザードマップ	道路雨水課 04-2953-1111 内線 2151・2152 ※洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図は埼玉県が所管しており、お問合せの内容によっては、埼玉県（河川砂防課）をご案内させていただく場合があります。 埼玉県 河川砂防課 048-830-5137

【ご確認ください】 入間川洪水ハザードマップ（浸水想定区域図）の情報が新しくなっています。

令和2年5月に埼玉県が新しい洪水浸水想定区域図等の公表をしたことから、不動産取引に係る、重要事項の説明には、新しく埼玉県が公表した洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図をご活用ください。

なお、避難所の位置等については、狭山市公式ホームページで公表されている入間川洪水ハザードマップを活用ください。

※入間川洪水ハザードマップは、平成27年5月に作成したものであることから、更新を進めています。

【ハザードマップ等に関する問合せ】

Q1. ハザードマップはどこでもらえますか？

A1. 狭山市公式ホームページにてダウンロードが可能です。

また、各担当課の窓口には設置していますが、在庫に限りがあるため、できるだけ市公式ホームページよりダウンロードをお願いします。

埼玉県公表の洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図については、狭山市で作成したものではないため、埼玉県ホームページ若しくは狭山市公式ホームページよりダウンロードをお願いします。

Q2. 「入間川洪水ハザードマップ」は、水防法に基づき作成されたものですか？

A2. 水防法第15条第3項に基づき作成しています。

Q3. 「内水ハザードマップ」は、水防法に基づき作成されたものですか？

A3. 水防法第15条第3項に基づいていません。

「内水ハザードマップ」は実際の浸水被害の情報を基に床上・床下浸水被害箇所をマップ化したものです。浸水被害箇所を予測したものでないことから、表示した箇所以外においても浸水が起こる可能性があります。

Q4. 狭山市には、高潮を想定したハザードマップはありますか？

A4. 狭山市には、高潮浸水想定区域に該当しないため、高潮ハザードマップは作成していません。

Q5. 電話で所在地（地番）を伝えるので、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）に該当するか教えてください。

A5. 特定地を双方が目視や指差しで確認することができないため、電話によるお答えはしていません。おそれいりますが、狭山市公式ホームページより「洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図」及び「土砂災害ハザードマップ」をご覧いただくか、直接窓口でのご照会をお願いします。

※ハザードマップに関する問合せ先一覧参照

過去の浸水履歴について

狭山市では、平成元年から令和元年台風第19号（令和元年10月12日）までの浸水履歴の一覧を公表しています。

なお、特定地の浸水被害の確認については、土地所有者の同意書や媒介契約書、委任状等の書類が必要となりますので、よろしくをお願いします。

また、特定地の浸水被害の確認について、電話によるお答えはしていません。直接窓口でのご照会をお願いします。



浸水履歴について（狭山市公式ホームページ）

【令和2年5月に埼玉県が公表した洪水浸水想定区域図等に関する問合せ】

Q1. 埼玉県が公表した「洪水浸水想定区域図」や「水害リスク情報図」は、どこで確認ができますか？

A1. 埼玉県のホームページ「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等について」で確認できます。また、狭山市のホームページ「各種ハザードマップ」からも確認ができます。

Q2. 「洪水浸水想定区域図」と「水害リスク情報図」の違いはなんですか？

A2. 「洪水浸水想定区域図」は、水防法に基づくもの、「水害リスク情報図」は、水防法に基づかないものになります。

「洪水浸水想定区域図」は、水防法で指定・公表が定められている県管理の18の洪水予報河川及び水位周知河川が想定し得る最大規模の降雨により、氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものです。

「水害リスク情報図」は、水防法で定められた18の洪水予報河川及び水位周知河川以外の県管理河川についても、「洪水浸水想定区域図」に準じて、県が独自に、想定し得る最大規模の降雨により、氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものです。

Q3. 狭山市内では、「洪水浸水想定区域図」「水害リスク情報図」のどちらが該当しますか？

A3. どちらの区域も該当します。狭山市内を流れる県管理河川には、入間川、不老川があります。

入間川は、「洪水浸水想定区域図」「水害リスク情報図」どちらも該当しています。不老川は、「水害リスク情報図」に該当しています。

※入間川の「洪水浸水想定区域図の対象となる範囲」及び「水害リスク情報図の対象となる範囲」については、「荒川水系入間川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」図面右下の凡例を参考に確認をお願いします。

